

ニュービジネス支援政策を考える

林 明夫

1. 2010～2015年を見据えたニュービジネス支援政策の展開を。

(1) 2010～2015年の日本、栃木県、宇都宮市の事業予測。

- ① ASEAN 諸国や中国、韓国をはじめ数多くの国々と WTO を補う形で FTA(自由貿易協定)や、EPA(経済連携協定)が締結され、人・もの・資本の移動が 2005 年の数倍規模で展開されるものと予測される。
- ②この結果、国際競争力の不十分な企業は、存続自体が困難になると同時に、国際競争力の不十分な産業集積は地域としての陥没が予測される。
- ③また、中央政府のみならず地方政府(栃木県や宇都宮市)の財政状況は悪化の一途をたどり、年金、国債や地方債の信用力が著しく低下することが予測される。
- ④そこで、公共部門(Public Sector)を市場化テストの上で指定管理者制度という形で民間に委託したり、直接民間部門に移さざるを得なくなる(民営化)ことも、また、PFI という形で民間資金を導入して公共施設を整備・運営ことも予測される。

(2) 2010～2015年を見据えたニュービジネス政策として、次のポイントの実行を提言する。

- ① FTA や EPA 締結後を見据えた国際競争力のあるニュービジネス創出と産業集積(クラスター)形成に向けた支援策の策定をすること。
- ②具体的には、外国資本直接投資 FDI(Foreign Direct Investment)の受け入れ促進、地場産業やニュービジネス参入者との間の契約締結の促進を栃木県や宇都宮市が支援するしくみを整えること。

また、栃木県や宇都宮市が 2010～2015年スタートを見据えた、21世紀の栃木県と宇都宮市の産業を支えるに足りる産業集積(クラスター)形成についての具体案を策定するしくみを構築すること。具体的には「宇宙航空機産業」や「ナノテクノロジー」、「バイオテクノロジー」の産業集積を戦略的に推し進めること。

R and D(リサーチ・アンド・デベロプメント)型の中堅企業を量的にも増加させるための支援策を講じると同時に、R and Dによる新商品(新サービス)開発・イノベーションのスキルを地域全体で共有すること、スキルアップのためのノウハウを地域全体で共有するためのしくみづくりを促進すること。

- ③公共部門の民間委託や民営化をどのような形で促進し、NPO や社会起業家・コミュニティビジネス・既存企業やニュービジネスなど、希望者にどのような形で事業を引き渡すのかについてのルールづくりのためのしくみづくりに着手することを提言する。

公共部門の担い手である公務員や準公務員の失業をできるだけ避ける形での政策立案が望まれる。

④ニュービジネスの一つとして、NPO やコミュニティビジネス・社会起業(ソーシャル・アントロプルナー)の支援も含めるべきである。

「公共性」(Public)を担保にしながらも顧客本位でより効率性の高い事業と腐敗(コラプション)のない、透明性の高い事業運営のための独立性の高い理事会などの運営方法の開発が望まれる。

⑤「民間でできることは民間に」を合い言葉に、聖地なき公共部門の運営方法の再検討を栃木県と宇都宮市は早急にスタートすることを提言する。

2. ニュービジネス支援のため早急に取り組むべきこと

- (1)株式会社の農業への参入についての支援策を。
- (2)株式会社の林業への参入についての支援策を。
- (3)ビジネス支援図書館の整備を。
- (4)ニュービジネス支援 MBA コースへの支援を。
- (5)ニュービジネスへの金融支援の更なる充実を。

3. おわりに「栃木県のソフトパワーを磨き込みニュービジネスの発展を」

- ①東京圏(人口 3400 万人)の後背地として立地する北関東(栃木・群馬・茨城)が道州制導入後「北関東州」として立地することも、中央政府、地方自治体の財政状況をみると 2010～2015 年には容易に予測できます。
- ②道州制導入後の北関東州の中でどのように栃木県、宇都宮市としての独自性ある発展を考えるかを、ニュービジネス支援政策を検討する際にも常に念頭に置くべきであります。
- ③栃木県と宇都宮市が人々を引きつける魅力、つまり「ソフト・パワー」をどのようにすれば持つことができるのか。そのために、ニュービジネス支援をどのように行うか考えるしくみづくりを最後に提言致します。

以上
ヘルシンキ大学図書館にて